

2021（令和3）年9月12日（日）

関係各位

札幌地区U12部会 各位

札幌地区バスケットボール協会

理事長 大友 剛靖

U12部会長 齊藤 八起

緊急事態宣言延長に伴う活動休止継続のお願い

日頃より、当協会の事業に対し御理解と御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

関係する皆様におかれましては、子どもたちの心身の安心と安全を最優先に考え、それぞれの地域の実態に応じて活動の休止や縮小等の対応を講じられていることと存じます。

さて、国が北海道に対し、「緊急事態宣言」を9月30日まで延長することを発令したことから、「部活動の原則休止」と「学校施設の目的外使用及び学校開放事業の休止」等の措置が継続することとなりました。

当部会に所属するチームは、「部活動」ではなく社会体育の少年団活動の位置付けですが、中学校や高校の部活動と同様に捉え、感染症予防に努め、子どもへの感染も懸念される変異株から子どもたちや御家族を守るため、そして札幌市内及び石狩管内各市町村の医療体制を守るために、活動休止を継続せざるを得ないと判断いたしました。

つきましては、プレーヤーである子どもたちのミニバスケットボールを支えてくださっている皆様におかれましては、下記のとおり活動休止の継続をお願いいたします。

記

1 対象 札幌地区バスケットボール協会U12部会に所属する全てのチーム

2 内容 練習・対外試合（大会含む）等の活動禁止

※健康を維持するために必要な、個人としての屋外運動等を規制するものではありませんが、**【北海道バスケットボール協会9月10日発出「緊急事態宣言延長決定に伴う『活動自粛、予防対策強化策実施の延長』について】**等、各通知を遵守し、「緊急事態宣言中」であることを踏まえた賢明な判断と厳格な感染症対策を条件とし、自身や家族、周囲に対する命を大切に行動を最優先にとること。

3 期間：令和3年9月13日(月)～9月30日(水)

※緊急事態宣言が解除されるまで等の、当面の間

札幌市は、「緊急事態宣言」の発令に伴う特定措置区域の指定（石狩等も）も延長となり、部活動や施設の使用等について、引き続き次のように指示しております。

- 緊急事態宣言が発令されている期間においては、**部活動を原則休止**すること。
- 学校施設の目的外使用については、**使用休止期間を延長**する。
- 緊急事態宣言期間の延長に伴い、「**全てのスポーツ施設の休館」「学校施設開放の休止**」を継続する。

なお、北海道や札幌市の方針や感染状況等から、予防対策上の変更が生じたり、期間が延長となったりすることもあります。その際は、これまで同様、北海道バスケットボール協会等とも連絡・調整し、迅速な対応を進めてまいります。

私たちは、10月以降予定しております秋季大会等の実現のために、全力を尽くしてまいります。関係の皆様におかれましては、引き続き子どもたちを支え、何としてもこの苦しい期間を乗り越え、共に前に進んでいただけますよう、御理解と御協力を心よりお願い申し上げます。